⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : October 11, 2013, 12 : 00 noon (tenders brought with October 11, 2013, 12 : 00 noon or submitted by mail : October 11, 2013, 12 : 00 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city 〒330―9721 TEL 048―600―1800 (Ext. 2442 or 2449)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月29日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　佐竹　　基

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　防研市ヶ谷㉕事務棟改修電気その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都新宿区

⑷　工事内容　防衛研究所（東京都新宿区）における事務棟改修に係る電気設備工事、通信工事

事務棟改修

構造：鉄筋コンクリート造５階建て／地下１階

規模：建物延べ面積　約7,600㎡（減築後）

内容：７階から５階に減築及び全面改修

工事内容：

（電気）電灯、動力、幹線、自動火災報知、雷保護、事務棟監視設備、構内配電線路設備工事

（通信）構内交換、構内情報通信網、拡声、表示、防犯・入退室管理等、構内通信線路工事

⑸　工期　平成27年11月30日まで

⑹　使用する主要な資機材

受変電盤　19面

分電盤　35面

動力制御盤　８面

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年７月29日付北関東防衛局長）の示すところにより装備施設本部長から防研市ヶ谷㉕事務棟改修電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして、規模が１棟で建物延べ面積7,000㎡以上の新設電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～ウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「施設運用開始後の電気設備の故障及び操作や保守点検作業のミスなどによるトラブルの発生を回避するための施工段階及び引き渡し時における配慮について」に関する技術提案

（着目点）

本工事で整備する事務棟への電力は、防衛省本省の電力設備から供給され、事務棟の電気設備にトラブルが発生した場合、事務棟のみならず防衛省本省の電気系統に影響を及ぼすおそれがある。

このため、事務棟の電気設備については、高い施工品質で整備され、工事完成引き渡し後においても確実な操作と保守管理が必要であるとの観点から、

①施工における有資格作業員の配置と役割について、②施工品質管理体制について、③施工段階ごとの施工品質の確認と現場関係者間での情報の共有について、④受変電設備機器製作における保守点検作業時の安全（事故防止）への配慮ついて、⑤施設管理者への操作及び保守管理の説明についてに着目し、着目項目ごとに提案を求めるものである。